

3－3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	323,940	48,591	25	12,593	336,558	48,591
社	債	81,126	12,169	55	3,839,111	3,920,292	12,169
預貯金	銀 行 預 金	6,612,080	991,812	86,439	1,369,698	8,068,217	991,812
	銀行以外の金融機関の預金	2,885,546	432,832	137,736	1,148,295	4,171,577	432,832
	勤 務 先 預 金	516,260	77,439	－	－	516,260	77,439
合 同 運 用 信 託 の 収 益 の 分 配		160,800	24,120	1,057	10,862	172,719	24,120
公 社 債 投 資 信 託 の 収 益 の 分 配 等		109,033	16,355	－	2,139	111,172	16,355
小 計		10,688,785	1,603,318	225,312	6,382,698	17,296,795	1,603,318
定 期 積 金 の 給 付 補 て ん 金 等		234,226	35,134	－	889,606	1,123,832	35,134
匿 名 組 合 契 約 等 に 基 づ く 利 益 の 分 配 、 生 命 保 険 等 の 差 益		333,223	66,494	911	－	334,134	66,494
割 引 債 の 償 還 差 益		－	－	－	－	－	－
計		11,256,234	1,704,946	226,223	7,272,304	18,754,761	1,704,946

調査対象等：平成22年2月から平成23年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息、 特定投資法人の投資口の配当等	千円 13,939,641	千円 2,769,348	千円 2,236,882	千円 4,665,360	千円 317,191	千円 20,841,883	千円 3,086,539
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定受益証券発行信託の収益の分配等	-	-	218,855	87,365	6,143	306,220	6,143
源泉徴収選択口座内配当等	-	-	-	1,482,780	103,759	1,482,780	103,759
計	13,939,641	2,769,348	2,455,737	6,235,505	427,093	22,630,883	3,196,441

調査対象等：平成22年2月から平成23年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整
所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	1,003,116	70,215

調査対象等： 平成22年2月から平成23年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された
「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税
徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	372,055,572	11,046,860	1,047,718,799	28,975,511	1,419,774,371	40,022,371
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	702,452	20,945	6,859,586	116,945	7,562,038	137,890
	計	372,758,024	11,067,805	1,054,578,385	29,092,456	1,427,336,409	40,160,261
退 職 所 得		37,698,899	464,814	30,099,609	973,826	67,798,508	1,438,640
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-	12	-	12

調査対象等：給与等の支払者から平成23年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成22年2月から平成23年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	千円 1,965,282	千円 235,016
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	11,666,042	1,210,706
	診療報酬	16,054,727	1,387,528
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	5,325,601	279,444
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	966,665	98,195
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	1,019,512	63,848
	契約金・賞金	66,317	6,304
	小 計	37,064,146	3,281,041
法第203条の2該当（公的年金等）		646,476	11,980
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		941,615	5,254
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		900	-
計		38,653,137	3,298,275
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成23年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成22年2月から平成23年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額	源泉徴収税額
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	千円 862	千円 158
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託 （公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特 定受益証券発行信託の収益の分配	670,286	45,913
匿 名 組 合 契 約 に 基 づ く 利 益 の 分 配	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	251,351	49,272
退 職 手 当 等	-	-
人 的 役 務 の 報 酬	60	6
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	825,467	88,068
著作権の使用料又はその譲渡による対価	41,296	4,173
貸 付 金 の 利 子	410,805	50,522
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船舶の貸付による所得	598,306	117,693
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	414,570	41,457
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	83,048	16,221
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	-	-
賞 金	-	-
合 計	3,296,051	413,482

調査対象等：平成22年2月から平成23年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。